

7 循環第723号  
令和8年1月6日

愛知県環境審議会  
会長 榊原秀訓様

愛知県知事 大村秀章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、同条第1項の規定に基づく廃棄物処理計画について、貴審議会の意見を求める。

担当 環境局資源循環推進課

調整グループ

電話 052-954-6232（タツヤルイン）

## 説 明

- 1 廃棄物処理計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、都道府県が、環境大臣の定める基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正処理に関して定めるものです。
- 2 本県では、1973 年以来 5 年毎に計画を策定しており、現行計画（第 11 次）は、2022 年度から 2026 年度までの 5 年間を計画年度としています。  
これらの計画に基づき、廃棄物の減量化・資源化の促進や適正処理を徹底してきたことにより、着実に成果を上げてきました。
- 3 次期計画の策定に当たっては、今後さらなる最終処分量の削減を進めるため、より一層 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組やプラスチックごみ、食品ロスの削減の取組を推進していく必要があります。  
また、資源投入量や廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を加速するため、資源生産性・循環利用率を高めるとともに、脱炭素化にも繋がる取組の推進が必要となっております。
- 4 本県では、こうした状況に対応しながら、諸課題の解決を図り、循環型社会の形成をさらに進めていく必要があると考えています。  
つきましては、2026 年度に予定しているあいちサーキュラーエコノミー推進プランの中間見直しを踏まえ、2027 年度を計画初年度とする新たな愛知県廃棄物処理計画を策定するため、貴審議会の意見を求めるものです。